〇富士吉田市環境保全条例 平成26年9月30日

条例第24号

#### 目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 公害の防止(第6条—第14条)

第3章 地球温暖化の防止に関する施策(第15条—第18条)

第4章 雑則(第19条—第22条)

第5章 罰則(第23条—第25条)

附則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、富士吉田市環境基本条例(平成17年条例第9号)の基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、富士吉田市(以下「市」という。)、事業者及び市民の自覚と協力のもとに生活環境の保全及び地球温暖化防止に関する施策を推進し、もって現在及び将来にわたって良好な環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、悪臭及び地盤の沈下(鉱物の堀採のための土地の掘削によるものを除く。以下「騒音等」という。)によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 特定施設 事業活動を行う工場又は事業場に設置されている施設のうち、生活環境を阻害する騒音等を発生させ、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。

(市の青務)

第3条 市は、生活環境の保全及び地球温暖化の防止を図るため、必要な施策を実施するとともに、自らが率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

## (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる生活環境の保全上の支障を防止するため、自己の責務と負担において、必要な措置を講ずるとともに、地球温暖化の防止に積極的に取り組み、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、公害を防止するため、自己の使用する施設に係る公害の発生原因となるおそれのあるものを常時監視し、適正に管理しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、生活環境の保全及び地球温暖化の防止に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 公害の防止

(公害発生の防止義務)

第6条 何人も公害を発生させないよう努めなければならない。

# (規制基準の設定)

第7条 市長は、規制基準(特定施設において事業活動を行う者が発生させ、又は排出する騒音等の量、濃度又は程度の許容限度をいう。以下同じ。)を規則で定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ富士吉田市環境基本条例第20条に規定する富士吉田市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市長は、第1項の規定により規制基準を定めたときは、当該規制基準を公示しなければならない。これを変更 し、又は廃止したときも、同様とする。

## (規制基準の遵守)

第8条 特定施設を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

### (特定施設の設置の届出)

第9条 特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

- (3) 特定施設の種類、構造並びに使用及び管理の方法
- (4) 騒音等の処理又は防止の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

## (指導又は勧告)

第10条 市長は、公害が発生し、又は公害が発生するおそれがあると認められるときは、特定施設においてその 騒音等を発生させ、又は排出する者に対し、公害の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告しな ければならない。

2 前項の規定による指導又は勧告を受けた者は、速やかにその防止について必要な措置を講じなければならない

## (改善命令)

第11条 市長は、前条第2項の措置を講じない者に対し、公害の防止に必要な限度において、期限を定めて騒音等の処理又は防止の方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

#### (停止命令)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、騒音等を発生させ、又は排出している施設の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴くとともに、当該命令を受ける者に弁明の機会を与えるものとする。

#### (措置の届出)

第13条 第10条第1項の規定による指導若しくは勧告又は第11条及び前条第1項の規定による命令を受けた者は、 その指導若しくは勧告又は命令に基づく措置を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない

## (公害防止協定)

第14条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、公害を発生するおそれがある施設の設置者と公害防止に関する協定を締結することができる。

第3章 地球温暖化の防止に関する施策

#### (地球温暖化対策の推進)

第15条 何人も、地球温暖化防止のため、エネルギーの効率的な利用、環境への負荷の少ないエネルギーへの転換及び資源の循環的な利用により、温室効果ガスの排出の抑制等(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第2項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。)に努めなければならない。

### (市、事業者及び市民の取組)

第16条 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、本市の区域内における温室効果ガスの排出量の削減目標(以下「削減目標」という。)を定め、当該削減目標を達成するための施策を実施しなければならない。

2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する削減目標を達成するための施策に協力しなければならない。

#### (緑化の推進)

第17条 市は、事業者及び市民の緑化に関する意識の高揚に努め、その管理する場所において、樹木等の植栽に 努めなければならない。

2 事業者及び市民は、その所有し、占有し、又は管理する建物の敷地に樹木等を植栽し、緑豊かな環境を育成するよう努めなければならない。

### (結果の公表)

第18条 市長は、毎年度、地球温暖化対策の進捗状況を把握し、これを基に削減目標の達成状況等について検証を行うとともに、その結果を公表しなければならない。

### 第4章 雑則

#### (報告)

第19条 市長は、第2章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を設置している者に対し、施設の状況その 他必要な事項について報告させることができる。

#### (立入調査

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に騒音等を発生させ、又は排出している特定施設に立ち入り、その施設、関係書類その他の物件について必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### (公表)

第21条 市長は、第12条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)及びその違反の状況を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、公表されるべき者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

### (委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第5章 罰則

第23条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第20条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。 附則

# (施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定施設を設置している者又は設置の工事をしている者に対する第9条の規定の適用については、同条中「設置しようとする者は、あらかじめ」とあるのは「現に設置している者又は設置の工事をしている者は、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。